

阿賀野市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月20日

阿賀野市長 加藤 博 幸

阿賀野市規則第40号

阿賀野市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

阿賀野市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則（平成16年阿賀野市規則第76号）の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式(第2条、第6条関係)

(表)
ひとり親家庭等医療費受給者証交付(更新)申請書

① 申 請 者	フリガナ氏名		男	生年月日	年 月 日	⑤ 加 入 医 療 保 険 の 状 況	保 険 の 種 類	1 国保	2 協会	3 組合	4 共済	5 船員	6 後期
	個 人 番 号						被保険者(世帯主・組合員)氏名			申請者との続柄			
	住 所	阿賀野市					被 保 険 者 証 記 号 番 号			保 険 者 名			
	職 業		勤務先				保 険 者 所 在 地						
	勤務先住所						標準負担額減額認定証の交付(減額対象者)	有()・無()					
② 申 請 者 の 生 活 保 護 の 受 給 状 況	生活保護の受給状況	受給(年 月 日から)	児童扶養手当の受給状況	受給(年 月 日から)		⑥ 所 得 の 状 況	年 分 所 得	⑥ 申 請 者	⑦ 配 偶 者	⑧ 扶 養 義 務 者			
	備 考						氏 名						
							個 人 番 号						
							⑨ 同 一 生 計 配 偶 者 及 び 扶 養 親 族 の 合 計 数 (うち(イ)老人扶養親族等の数(ロ)特定扶養親族数(ハ)16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数)	((イ) 人) ((ロ) 人) ((ハ) 人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
							⑩ ⑨以外で前年の12月31日において申請者等によって生計を維持している児童数	人	人	人	人	人	人
③ 家 族 の 状 況	ひとり親家庭等となった事由	イ 離婚 ロ (父、母)死亡 ハ (父、母)障害 ニ (父、母)生死不明 ホ (父、母)遺棄 ヘ 保護命令 ト (父、母)拘禁 チ 未婚の女子で懐胎した者 リ その他()					⑪ 所 得	円	円	円	円	円	円
	フリガナ氏名	生年月日	続 柄	性 別	同 居 別 居	監護又は養育を始めた年月日	※対象・非対象の別	被保険者との関係	備 考				
							対 象 非 対 象	本 人 退 職 家 族					
	個人番号			男 女	同 居 別 居		対 象 非 対 象	家 族 退 職 家 族					
	個人番号			男 女	同 居 別 居		対 象 非 対 象	家 族 退 職 家 族					
④ 児 童 に 関 連 す る 事 項	氏 名	障 害 名	※ 障 害 確 認 の 内 容					確 認 書 類	手帳等の番号	等 級	発 行 者		
注 確認書類は次の書類番号を記入すること [1 身障手帳 2 診断書 3 特別児童扶養手当 4 その他()]							※ 添 付 書 類 戸籍謄本(抄本) 住民票の写 所得証明書 [提 示] 児童扶養手当証書 減額認定証 加入医療保険資格情報から書類						
※ 公 簿 確 認							上記のとおり、ひとり親家庭等医療費受給者証の交付(更新)を申請します。 令和 年 月 日 住 所 阿賀野市 阿賀野市長 様 氏 名						

第1号様式の2中「及び所得状況につき」を「、所得状況及び加入医療保険資格情報等について」に改める。

第9号様式中

「

受給者番号	受給者氏名		性別	男・女
	生年月日	年 月 日		
住 所	阿賀野市			
届出事項	変更年月日	年 月 日		
1 氏名の変更				
2 住所の変更				
3 医療保険の種類 又は記載事項の変更				
4 減額認定証の記載事項の変更等 (減額認定証の交付・返納を含む。)				
5 受給者のうち一部の者に係る資格喪失				
6 新たに監護又は養育する児童が生じたこと				

」

を

「

受給者番号		受給者氏名	
生 年 月 日		個 人 番 号	
住 所	阿賀野市		
届出事項	変 更 年 月 日	年 月 日	
1 氏名の変更	氏 名	生 年 月 日	続 柄
2 住所の変更	1		
	個人番号：		
3 医療保険の種類又は記載事項の変更	2		
	個人番号：		
4 減額認定証の記載事項の変更等 (減額認定証の交付・返納を含む。)	3		
	個人番号：		
5 受給者のうち一部の者に係る資格喪失	4		
	個人番号：		
6 新たに監護又は養育する児童が生じたこと	5		
	個人番号：		
7 その他	6		
	個人番号：		

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にある改正前の様式については、当分の間これを使用することができるものとする。